

特定建築物に該当する八尾市立学校の環境衛生管理に関する業務仕様書

1 件名 特定建築物に該当する八尾市立学校の環境衛生管理に関する業務

2 対象建物・施設

① 八尾市立高美中学校

所在地 八尾市高美町二丁目11番22号

延床面積 9,961 m²

② 八尾市立高安小中学校

所在地 八尾市千塚二丁目25番地

延床面積 13,946 m²

③ 八尾市立桂小学校・桂中学校

所在地 八尾市桂町4丁目50番地の2 / 桂町4丁目47番地

延床面積 11,834 m²

3 業務内容

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく以下の業務

① 建築物環境衛生管理技術者の選任

建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから建築物環境衛生技術管理技術者（以下「主任者」とする。）を各1名選任する。

② 建築物環境衛生管理基準に基づく業務

年間作業実施計画を作成する。

③ 管理業務の監督及び助言

委託者から要請があった時は、主任者又はそれに代わる者を当該建築物に出向させる。

建築物環境衛生管理基準に関する測定結果又は検査を評価し、必要に応じて施設管理者及び委託者に指導助言する。

④ 環境衛生上の維持管理に必要な各種調査を実施する。

ただし、別表1に関する各種調査については、別途専門業者により行う。結果について確認のうえ、必要に応じて施設管理者及び委託者に指導助言する。

(2) 報告書の作成

特定建築物維持管理報告書を作成し、委託者に提出する。

4 委託期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

なお、次年度以降において、当該業務に係る予算が減額又は削除された場合には、当該契約が減額又は解除する場合がある。

5 その他

- ・委託者は、受託者の管理業務において、契約書又は本仕様書に適合しないと認める場合は、その業務の内容変更又は手直しを命ずることができる。
- ・本業務に使用する機械器具等は、特に指定する場合を除き、受託者の負担とする。
- ・対象施設のうち、①高美中学校 ②高安小中学校については建築物として1棟、学校としても1校であるが、③桂小学校 桂中学校については、建築物として1棟、学校としては2校となる。

別表 1

	別途実施している検査等
1	飲料水等水質検査（6か月に1回の項目）
2	空気環境測定
3	貯水槽清掃
4	ホルムアルデヒド検査
5	給食室・配膳室のねずみ・害虫防除

（注1）雑用水関係設備は、3施設ともに設置されていない。

（注2）定期清掃は、施設管理者が実施している。